

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成と内容	3
第4節 計画の理念	4
第5節 計画の位置づけ	5
第6節 計画の修正	6
第7節 計画の周知	6

第2章 本市の状況

第1節 自然条件	9
第1 位置及び面積等	9
第2 地形	9
第3 活断層群	10
第4 河川	10
第5 海岸	10
第6 気象	10
第2節 社会的条件	11
第1 人口及び世帯数	11
第2 総合計画における考え方	12
第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	14
第1 災害の素因と誘因	14
第2 災害に対する基本的な考え方	16

第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風	18
第2節 その他の災害	19
第3節 地震・津波	21

第4章 災害の想定

第1節 災害想定の基本	32
第2節 被害の想定	32
第1 台風等大型低気圧による災害	32
第2 豪雨による災害	33

第3	大規模火災	34
第4	ガス、危険物の爆発等による災害	34
第5	地震・津波による災害	34
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第1	市	48
第2	大分県	48
第3	中津警察署	49
第4	指定地方行政機関	49
第5	自衛隊	51
第6	指定公共機関	51
第7	指定地方公共機関	52
第8	消防団	53
第9	その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者等	54

第2編 風水害その他の災害対策編

第1章 災害予防

第1節	災害予防の基本方針等	57
第1	災害予防の基本的な考え方	58
第2	災害予防の体系	59
第2節	災害に強いまちづくり	60
第1	被害の未然防止事業	62
第2	災害危険区域の対策	64
第3	防災施設の整備、災害予防管理	66
第4	都市・地域の防災環境整備	66
第5	建築物の災害予防	68
第6	農林水産物の災害予防	69
第7	ライフラインの災害予防	70
第8	特殊災害の予防	76
第9	防災調査研究の推進	78
第3節	災害に強い人づくり	80
第1	自主防災組織	83
第2	防災士	85
第3	防災訓練	86
第4	防災教育	88
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	92
第6	要配慮者の安全確保	93
第7	帰宅困難者の安全確保	98
第8	市民運動の展開	98

第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置.....	100
第1	初動体制の強化	102
第2	活動体制の確立	104
第3	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	108
第4	救助物資の備蓄	111

第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等	115
第1	災害応急対策の基本方針	116
第2	市民に期待する行動	116
第3	災害応急対策の体系	119
第2節	活動体制の確立	120
第1	組織	121
第2	動員配備	127
第3	通信連絡手段の確保	129
第4	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 ...	130
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達	139
第6	災害救助法の適用及び運用	145
第7	広域的な応援要請・協力体制の確立	152
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ	155
第9	自衛隊の災害派遣要請	157
第10	他機関に対する応援要請	162
第11	技術者、技能者及び労務者の確保	164
第12	ボランティアとの連携	166
第13	帰宅困難者対策	168
第14	物資の備蓄及び資機材調達供給	168
第15	交通確保輸送対策	169
第16	広報活動・災害記録活動	178
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動	182
第1	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	183
第2	水防計画	185
第3	避難の指示及び誘導	193
第4	救出救助	197
第5	救急医療活動	200
第6	二次災害の防止活動	202
第4節	被災者の保護・救護のための活動	205
第1	避難所運営活動	206
第2	避難所外被災者の支援	211
第3	食料供給	212

第4	給水	215
第5	被服寝具その他生活必需品給与	216
第6	医療活動	217
第7	保健衛生活動	218
第8	廃棄物処理	220
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	221
第10	住宅の供給確保	224
第11	文教対策	227
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	229
第13	義援物資の取り扱い	230
第14	被災動物対策	231
第5節	社会基盤の応急対策	232
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	233
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	237
第3	農林水産業対策	238
第3章	災害復旧・復興	
第1節	災害復旧・復興の基本方針	244
第2節	浸水廃棄物・がれきの処理	245
第3節	公共土木施設等の災害復旧	246
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	247
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	248
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	249
第1	経済・生活面の支援	249
第2	住まいの確保・再建のための支援	260
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	272
第6節	激甚災害の指定	279
第1	激甚災害指定の手続	279
第2	特別財政援助	282
第4章	その他の災害対策	
第1節	その他の自然災害対策	286
第1	その他の自然災害対策の基本的な考え方	286
第2	雪害・凍結害等の対策	286
第3	少雨・乾燥被害対策	286
第4	農業被害対策	287
第2節	一般火災対策	290
第1	火災の予防	290
第2	火災に関する情報の収集・伝達	292

第3	火災の応急対策	294
第4	消防活動	294
第3節	林野火災対策	296
第1	林野火災の予防	296
第2	林野火災応急対策	297
第4節	その他の事故対策	299
第1	危険物災害対策	299
第2	道路・交通機関事故災害対策	302
第5章 原子力災害対策		
第1節	総則	306
第2節	被害想定	306
第3節	原子力発電所事事故事前対策	307
第4節	原子力発電所事故応急対策	308
第5節	原子力災害中期対策	315

第3編 地震・津波対策編

第1章 災害予防		
第1節	災害予防の基本方針等	318
第1	災害予防の基本的な考え方	319
第2	災害予防の体系	320
第2節	災害に強いまちづくり	321
第1	被害の未然防止	322
第2	災害危険区域等の対策	325
第3	防災施設の災害予防管理	325
第4	都市・地域の防災環境整備	325
第5	建築物等の安全性の確保	327
第6	公共施設等の災害予防	329
第7	特殊災害の予防	334
第8	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	336
第9	防災のための調査研究の推進	337
第10	社会資本の老朽化対策	337
第3節	災害に強い人づくり	338
第1	自主防災組織	341
第2	防災士	343
第3	防災訓練	345
第4	防災教育	356
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	360

第6	要配慮者の安全確保	361
第7	帰宅困難者の安全確保	366
第8	市民運動の展開	366
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	368
第1	初動体制の強化	371
第2	活動体制の確立	374
第3	津波からの避難に関する事前の対策	379
第4	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	381
第5	救助物資の備蓄	385

第2章 地震・津波災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等	388
第1	災害応急対策の基本方針	389
第2	市民に期待する行動	389
第3	災害応急対策の体系	392
第2節	活動体制の確立	393
第1	組織	394
第2	動員配備	400
第3	通信連絡手段の確保	402
第4	気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達	403
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達	423
第6	災害救助法の適用及び運用	428
第7	広域的な応援要請・応援活動	435
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ	438
第9	自衛隊の災害派遣要請	441
第10	他機関に対する応援要請	446
第11	技術者、技能者及び労務者の確保	447
第12	ボランティアとの連携	449
第13	物資の備蓄及び資機材調達供給	451
第14	帰宅困難者対策	452
第15	交通確保・輸送対策	452
第16	広報・災害記録活動	462
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動	466
第1	地震・津波に関する情報の収集・住民への伝達等	467
第2	地震・津波に関する避難の指示及び誘導	470
第3	津波からの避難	474
第4	救出救助	476
第5	救急医療活動	478
第6	消防活動	480

第7	二次災害の防止活動	483
第4節	被災者の保護・救護のための活動	486
第1	避難所運営活動	487
第2	避難所外被災者の支援	492
第3	食料供給	493
第4	給水	495
第5	被服寝具その他生活必需品給与	496
第6	医療活動	498
第7	保健衛生活動	499
第8	廃棄物処理	502
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	503
第10	住宅の供給確保	507
第11	文教対策	509
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	512
第13	義援物資の取扱い	513
第14	被災動物対策	513
第5節	社会基盤の応急対策	514
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	516
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	521
第3章 災害復旧・復興		
第1節	災害復旧・復興の基本方針	524
第2節	がれきの処理	525
第3節	公共土木施設等の災害復旧	526
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	527
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	527
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	528
第1	経済・生活面の支援	528
第2	住まいの確保・再建のための支援	539
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	551
第6節	激甚災害の指定	558
第1	激甚災害指定の手続	558
第2	特別財政援助	562
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1節	総則	565
第1	推進計画の目的	566
第2	防災関係機関が地震・津波発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱	566

第2節	災害対策本部の設置等	567
第1	災害対策本部等の設置	568
第2	災害対策本部等の組織及び運営	568
第3	災害応急対策要員の参集	568
第3節	地震発生時の応急対策等	569
第1	地震発生時の応急対策	570
第2	資機材、人員等の配備手配	571
第3	他機関に対する応援要請	571
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	572
第1	津波からの防護のための施設の整備等	573
第2	津波に関する情報の伝達等	573
第3	津波からの避難に関する事前の対策	574
第4	消防機関等の活動	575
第5	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	575
第6	交通対策	576
第7	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	576
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	579
第1	概要	580
第2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	581
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	581
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	585
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	587
第7節	防災訓練	588
第8節	地震防災上必要な教育及び広報	589

第4編 資料編

※ 資料編の目次は、資料編中扉の後に示す。